

欧州連合（EU）で2018年5月に「一般データ保護規則（GDPR）」が適用されてから7カ月が経過した。適用前後の5月から6月にかけてはまさに「GDPR狂騒曲」ともいべき状況で、さまざまなメディアの誌面をにぎわせたことは記憶に新しい。（小泉雄介＝国際社会経済研究所・主幹研究員）

日本企業がGDPRの適用を受ける場面は大きく分けて三つある。①日本企業の欧州現地法人などが欧州連合（EU）域内で個人データを取り扱う場合、②EUに拠点を持たない日本企業が同域内の個人に商品やサービスを提供する際に個人データを取得する場合、③日本企業がEU域内企業等から個人データの移転（提供や委託）を受ける場合である。大まかに言うと、①の場合は欧州現地法人、②の場合は日本企業に、GDPR全体が適用され、③の場合はEU域内企業と日本企業にGDPRの第三国移転条項が適用される。

②は一般に「域外適用」と呼ばれ、どのようなケースまで域外適用の対象となるかが日本企業の懸念材料となっていたが、このたび欧州データ保護会議（EDPB）がGDPRの地理的適用範囲に関するガイドライン案を公表した。例えば、日本企業の懸念点として、ウェブサイトの英文問い合わせページにEU所在の個人が連絡先として氏名とメールアドレスを書き込んできた場合にGDPRの域外適用の対象となるかが挙げられる。ガイドライン案によると、このような場合は「ターゲティング・クライテリア」（当該企業がEU所在の個人をターゲットに商品やサービスを提供するという意思を示す何らかの証拠があること）を満たさないため、域外適用の対象にはならないとしている。

③については、従来は移転に当たって標準契約条項（SCC）の締結や拘束的企業準則（BCR）の承認といった面倒な手続きが求められていた。しかし、日本産業界からの強い要望もあり、日本政府は欧州委員会と2016年から日EU相互十分性認定の対話を開始。2018年7月には最終合意し、まもなく運用が始まる見込みである。十分性認定の下では個人データ移転に当たって上記のような手続きは必要なくなるため、日本企業は労力やコストを大幅に減らすことができる。

気になるGDPRの執行事例、特に監督機関から制裁金が科された事例については、2018年12月中旬時点では、ポルトガルやオーストリア、ドイツにおける事例など数件しかない模様である。ただ、GDPRの適用開始日には、米ソーシャルメディア大手フェイスブック（FB）など4社がプライバシー団体から提訴されたのはかなりのニュースとなった。

米欧拠点のシンクタンクCIPILによると、監督機関も企業同様、リスクベース・アプローチを取るため、各機関とも人員リソースが限られる中で、まずEU市民の権利を大きく侵害するリスクのあるケースについて執行を優先させるだろうとのことである。また、仏データ保護当局の情報処理および自由に関する国家委員会（CNIL）のイザベル・ファルク・ピエロタン委員長は「欧州の監督機関にとって現時点で大事なものは執行よりもGDPRの周知徹底である」と語っていた。したがって、FBのように大量かつ機微なEU市民の個人データを取り扱う企業でなければ、日本企業が制裁金などの執行を過剰に恐れる必要はないと考えられる。

表. G D P R 関連の事例一覧

| 時期       | 内容  |
|----------|---|
| 2018年5月  | G D P R 適用開始日、オーストリアのプライバシー保護団体が米検索エンジン大手グーグル、F B、写真共有サービスのインスタグラム、メッセージアプリのワッツアップ (WhatsApp) の4社を提訴。 |
| 2018年6月  | プリンスホテルがネット予約を委託するフランス企業から顧客情報12万件が漏えい。   |
| 2018年7月  | ポルトガルの病院がG D P R 違反で同国監督機関から制裁金40万ユーロを科される。   |
| 2018年9月  | 英航空ブリティッシュ・エアウェイズ (B A) から顧客情報38万件が漏えい。   |
| 2018年10月 | F B が顧客情報2,900万件の漏えいを公表。  |
| 2018年11月 | E U 7カ国の消費者団体がG D P R に違反して位置情報を追跡しているとしてグーグルの提訴を公表。  |
| 2018年11月 | 米ホテル大手マリオット・インターナショナルから最大5億人分の顧客情報漏えいが判明。   |

E Uではさらに、電気通信分野の特別法にあたるeプライバシー規則 (e P R) 案も審議されている。産業界にとって特に影響が大きいのはウェブサイトにおけるクッキーの取り扱いだろう。同規則案では、サードパーティー・クッキーなどの個人を追跡する目的のクッキーは本人の同意が必要である。この要件は現行のeプライバシー指令にも含まれるが、e P R案では同意の条件がより厳しく設定されている。拒否しない限り同意とみなす、いわゆる黙示の同意方法はe P R案では認められないため、サードパーティー・クッキーを用いたサービス、とりわけオンライン広告業界および広告収入に依存したネット上の無料サービスにとって大きな打撃になるともいわれている。

e P R案は、欧州議会では既に修正案が採択されており、E U理事会による修正案の採択と、欧州委員会を交えた三者協議を残すのみとなっている。選挙を2019年5月に控える欧州議会と、その後に新たな委員の選出を控える欧州委員会は、議員・委員交代前の採択を目指しているが、特に「締め切り」のないE U理事会での審議が遅れている。2018年12月の閣僚理事会でも修正案の採択が見送られたため、5月までの正式採択は難しい状況となった。

なお米国でも、G D P R やカリフォルニア州消費者プライバシー法制定、英データ分析ケンブリッジ・アナリティカによるF Bからの個人情報不正入手などの影響を受けて、連邦レベルでの包括的な個人情報保護法を検討する動きがある。ブラジルでG D P R に類似した個人情報保護法が制定されたほか、インドでもG D P R を意識した個人情報保護法草案が検討されるなど、同規則はデータ保護分野での「デファクトスタンダード (事実上の標準)」となりつつある。他にもデジタル課税や著作権保護強化、プラットフォーム規制など攻勢を強めるE Uの動きからは目が離せない。

<筆者紹介> 小泉雄介 (こいずみ・ゆうすけ)

1994年東京大学理学部地球物理学科卒。1996年東京大学教養学部科学史および科学哲学分科卒、1998年東京大学大学院総合文化研究科広域科学専攻中退。同年N E C 総研入社。2010年より国際社会経済研究所。専門領域は個人情報保護・プライバシー、電子政府 (国民I D制度)、新興国・途上国市場調査。主な著書に『国民I D 導入に向けた取り組み』(共著)、『現代人のプライバシー』(共著)、『経営戦略としての個人情報保護と対策』(共著) など。電子情報技術産業協会 (J E I T A) 個人データ保護専門委員会客員 (2012年度～)。